

れど此草紙などの比は四十八刻にやすべて何もなく、四つのみぞくゐはさしけるといへり、伊勢物語に子一つより丑三つまでといふも是也。源氏、大和物語等にも如此也。

ね九つ、うし八つなどぞ是よのつねの時をうつ數子は九、丑は八時なれば、里人はさやうにいへど、禁中に時を奏し、時の机をさすは、漏刻に玄たがひて、何時も四づ、ばかり也と、清少まさしく后宮にみやづかへして、見き、たりし所をいへる詞也。里びたるとは里めきたる也。平人をさとびたる人といふ也。

○按ズルニ、和漢共ニ漏刻ハ百刻ニ分チテ、時刻ハ十二時、四十八刻ニ分ツノ制ナリ、今春曙抄ニ之ヲ混同シタルハ誤ナリ。

〔源氏物語一桐壺〕右近のつかさのどゐ申のこゑ聞ゆるはうしになりぬる成べし。

〔延喜式十六陰陽〕諸時擊鼓 子午各九下、丑未八下、寅申七下、卯酉六下、辰戌五下、巳亥四下、並平聲、鐘依刻數。

用大鼓 報時

〔類聚名物考時令二〕鐘

鐘をつくことは昔は時の鼓と共に、朝夕その時々に打しき、いつしかさる事も、今は釋氏の預ることなりて、寺にのみそのこと有に似たり。

〔松の落葉四〕時もり、鐘鼓をうつこと。

今の世、時をつげてうつに、鼓をうつあり、又鐘をうつもありて、ひとやうならず、いにしへは時を鼓刻を鐘と、玄らせうつもの、かはりてありつるに、刻を玄らせうつことのやみぬるより、あやまりて、時のかたに鐘をもうつにて、これは鼓ぞ正しかりける。

〔萬葉集十一〕時守之、打鳴鼓、數見者、辰爾波成不相毛惟。

〔青標紙〕時刻取方的例